平成２４年（フ）第１３８６号
東京都日野市高幡538番地の１メゾン高幡202
債務者　出水　敏男
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４１６号
東京都東大和市清原２丁目１番地８―707号
債務者　上島　将弘
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７８３号
横浜市戸塚区南舞岡２丁目５番24―101号
債務者　佐藤　篤
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７８４号
横浜市戸塚区南舞岡２丁目５番24―101号
債務者　佐藤恵里佳（旧姓布施）
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３号
横浜市瀬谷区橋戸３丁目22番地１　ボナール青葉101
債務者　後藤　尚久
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９８号
横浜市港南区下永谷６丁目４番27―401号
債務者　伊藤　美幸
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３６号
横浜市港北区日吉６丁目10番８号　岩沢コーポＡ―３Ｂ号室
債務者　鈴木　広和
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３１０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1121―313
債務者　小川　榮子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２号
静岡県周智郡森町森1730番地の６　シャルムメゾン202号室
債務者　前園　圭介
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
静岡県浜松市北区新都田５丁目22番12号　ボナールシャトー102号
債務者　光本　典也
1　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９４７号
東京都東村山市本町１丁目13―24―228
債務者　工藤　慎矢
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４８号
東京都昭島市つつじが丘２丁目５―19―304
債務者　石川　　淳
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４９号
埼玉県所沢市大字牛沼28番地の１　ベルパレスＣ101
債務者　阿曽　智美（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８９号
東京都練馬区春日町１丁目29―１　モアシノダ１階
債務者　高田　明俊
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９０号
静岡県島田市東町2628番地
債務者　提坂　正憲
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３号
沖縄県宜野湾市普天間２丁目45番９号
債務者　上門恵美子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部